

就学支援金と臨時支援金の手続きについて

はじめに…

「高等学校等就学支援金」とは…

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が代わって高等学校等の授業料を負担する「授業料の実質無償化」の制度です。支援金に該当するかどうか判定するため、全員が申請をする必要があります。

【申請方法】

就学支援金システムを使用して、オンライン申請を行います。

就学支援金システム(e-Shien)にログインして意向登録画面で「意向あり」を選択し、続けて「受給資格認定申請」を行ってください。

意向確認

どちらかを選択してください。 必須

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。

? 認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。

所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

? 通知はありません。

【オンライン申請期間】

9月1日～9月8日の間にオンライン申請を行ってください。

※以下の文章は学校の対応に合わせて記載してください※
「オンライン申請に必要なログインIDは、添付の資料を確認ください。」

※ログインID等を紛失した場合や、パスワード等の入力を5回誤り、アカウントロックがかかった場合には、学校へご連絡ください。

【オンラインの申請方法】

就学支援金システムの認定申請登録画面で保護者情報等を入力し、次のいずれかを選択のうえ、申請を登録してください。

- (1) 「マイナンバーカードを使用して課税情報を提出する」
- (2) 「マイナンバー（個人番号）を入力する」
- (3) 「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」

(1) の場合は、「マイナポータル」をインストールして、マイナンバーカードの読み取りを行います。

※エラーが発生した場合は、混雑の可能性があるため時間を空けていただくか、(2) (3) の方法に切り替えるなどご検討ください。

(3) 「システム外で個人番号カードの写しを提出する」を選択する場合は、

①個人番号カードの写し等※を貼付した台紙を学校へ提出する必要があります。

なお、親権者を除く生計維持者分を提出する際は、①の書類と併せて以下の②の書類も提出する必要があります。

②保険証の写し等生徒との関係性を示すもの（保険証番号は黒塗り）

※個人番号カードの写し等とは…

個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票等の写しです。保護者全員分の提出が必要です。

① と②の書類は、提出用封筒に入れて（封をのり付け）して
9月8日までに事務室に提出してください。

【やむを得ない事情で紙申請を希望する場合】

申請様式等の書類をお渡しいたしますので、学校の事務室まで申し出てください。

続けて…**「高校生等臨時支援金」とは…**

「就学支援金制度の所得制限の撤廃」に代わり、国が新たに設けた制度で、所得制限により就学支援金の支給の対象とならない世帯が支援を受けられます。

支給を受けるためには、**就学支援金の申請に続けて就学支援金システムで臨時支援金の申請をする必要があります。**

【申請方法】

就学支援金の「受給資格認定申請」の入力後に、「臨時支援金申請」のボタンが表示されます。

必ず押下して臨時支援金の申請を行ってください。

ここで、申請を行わずにログアウトしたり、画面を閉じてしまうと、申請画面に戻ることができなくなります。

認定申請登録結果

1 2 3 4 5 6
生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報取入状況取得 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-25-079-02-0001-0193

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。
※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。その場合は、学校へお問い合わせください。

< マイページに戻る

臨時支援金意向登録

【オンライン申請期間】

就学支援金の申請期間中に、就学支援金の申請に続けて行ってください。

臨時支援金制度についての詳細は、千葉県ホームページに掲載されています。千葉県ホームページから「高校生等臨時支援金」と検索いただくか、以下の URL を入力してアクセスしてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/jugyouryoutou/rinjishienkin>